

令和4年

行方市農業委員会

第3回総会会議録

(令和4年3月25日)

令和4年3月25日 行方市農業委員会第3回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第20号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第23号	農地改良協議書の同意について
議案第24号	現況証明願について
議案第25号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第27号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第28号	行方市農業委員会行政手続等における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について
議案第29号	行方市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について
報告第13号	地目変更登記に係る照会に対する回答について
報告第14号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第17号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 矢幡幹守	2番 谷田川 栄	3番 近藤芳子
4番 茂木孝	5番 橋本清	6番 平塚実
7番 横瀬忠美	9番 内藤宏一	10番 本澤政雄
11番 風間啓次	12番 根本正義	13番 小沼正二
14番 大久保正一	15番 郡司正彦	16番 椎名勇
17番 高塚利英	18番 根崎和枝	19番 清水量

本日の出席推進委員

1番 深澤泉	2番 平山正	3番 内山市也
4番 宮内正美	5番 箕輪澄子	6番 森山正一
7番 石間信一	8番 日下正之	9番 吉田正弘
10番 大原富士男	11番 横田俊信	13番 野原賢一
14番 川島隆道	16番 関口順一	

3 本日の欠席委員

8番 古渡 武文

本日の欠席推進委員

12番 鈴木 喜昭 15番 石田 充春

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後 3時00分

(会長挨拶)

事務局

それでは定刻に達しましたので、ただいまより令和4年行方市農業委員会第3回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶。

高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆様、春の忙しい中の第3回の総会ということで、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、推進委員の皆様もここから年度末ということで、勢いに乗ると。暑さ寒さも彼岸までということですが、雪が降ったり寒くなったりということで、体調のほうも何かと崩しそうではありますが、皆様田んぼ、畑ともに準備が始まっていると思います。

コロナのほうも、まん延防止が21日に解除になりましたが、これもまだ、付き合っていくしかないのかなど。コロナのワクチンのほうも4回目なんていう話も出ていますので、これもまた付き合っていくかなきゃならないのかなという思いであります。

本日はそういうことで、総会のほうもよろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

事務局

ありがとうございました。

(経過報告)

事務局

それでは、続きまして日程第3、経過報告。

別紙の3月行事経過報告により説明をさせていただきます。

それでは、まず初め、3月11日、第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウム、こちらにつきましてはオンラインで開催をいたしまして、近藤委員、根崎委員、事務局のほうで出席をいたしました。

続きまして、3月16日、常設審議委員会でございます。こちらにつきましては、市町村会館におきまして、諮問案件の審査を清水委員の出席の下、行っていただきました。

3月23日、農業委員会行方地域協議会理事会を開催いたしました。こちらにつきましては、定期総会の開催及び提出議案について審議をいたしました。出席者は高塚会長、椎名代理、事務局のほうで出席をさせていただきました。

そして、本日でございます。第3回総会というふうになっております。

以上でございます。

事務局 (議長の選出)
それでは、続きまして日程第4に入ります。
議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

議長 (資格審査報告)
それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員1名ですので、定数に達しており、したがって、本日の総会は成立することをご報告いたします。

議長 (会期の決定)
本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
異議なし。(全員一致)
異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

議長 (議事録署名人の選出)
議事録署名人を議長において次のように指名いたします。
15番郡司正彦委員 16番椎名勇委員。

議長 (書記の選出)
総会書記として、事務局寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

議長 (議案の審議)
それでは、議案の審議に入ります。

議長 (議案第20号)
議案第20号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛する。)

議長 4番 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。
4番、茂木です。第1項の調査報告をします。
調査には横瀬委員、石間推進委員の協力を得て調査してまいりました。
第1項の受人は、行方市在住、68歳、農業の男性です。農業経験は妻と2人で6年間です。60aの経営をしています。年間250日も露地野菜を栽培しています。渡人は、水戸市在住の57歳の男性です。権利を移転する農地は2,149㎡。申請事由は、農地の規模拡大と経営の安定を図るため。区分は、売買による所有権の移転です。

		今回権利を設定しようとする土地は自宅の隣接地で、所要時間はゼロ分です。農機 具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願 いいたします。
議	長	調査の結果は許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ござい ませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第2項の調査報告をします。 この案件は、内藤委員、関口、石田両推進委員さんと調査してきました。 譲受人は、市内捻木在住、53歳、農業兼会社員の男性です。譲渡人は、83歳の 男性です。2人の関係は同居の親子です。渡人が高齢のため、経営移譲すること になり、息子である受人に贈与で申請されたもので、何ら問題ないものと調査して きました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第3項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、根崎委員、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査 をいたしました。 譲受人は、市内八木蒔に在住し、露地野菜を中心に、後継者ととともに261aを耕 作している80歳の農業の男性です。渡人は、市内八木蒔に在住する無職で95歳 の高齢の女性です。申請事由につきましては、農業経営の規模拡大と経営の安定を 図る。区分については、売買による所有権移転です。譲渡人が高齢であり、申請地 が譲受人の畑の隣接であり、譲りたいということでございます。 調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議を よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異 議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第4項の調査報告をします。 この案件は、川島推進委員さんと調査してきました。 譲受人は、市内玉造乙在住、57歳、会社員の男性です。譲渡人は、89歳の男性

		<p>です。2人は同居の親子で、渡人が高齢のため、息子である受人に経営移譲するというもので、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。</p>
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、第4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第5項の調査報告をします。 この案件は、内藤委員、関口、石田両推進委員さんと調査してきました。譲受人は、市内谷島在住、66歳、専業農家の男性です。夫婦で89, 517㎡で水稻、エシャレットを耕作しています。渡人は、農林振興公社です。農機具もそろっており、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議	長	農機具もそろっており、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
5	5番	5番、橋本です。6項の調査報告をします。 この案件は、宮内推進委員の協力を得て調査してまいりました。受人は、市内宇崎の農業法人です。渡人は、市内宇崎在住の70歳代の無職の男性です。申請事由は、農作物生産事業の拡大のためです。区分は、賃貸借権になります。農業従事日数も、年間延べ数270日、機械等もそろっていて、調査の結果、何ら問題もないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
3	3番	3番、近藤でございます。7項について調査報告をいたします。 調査には、本澤委員、清水委員、大原推進委員に協力をさせていただきました。受人は、行方市次木在住の66歳の農業兼団体職員の男性でございます。水稻1, 341㎡、露地野菜5, 888㎡を耕作しております。渡人は、行方市次木在住の67歳の男性でございます。申請事由は、農業経営規模拡大を図るため、区分は売買による所有権移転です。農業従事日数も150日以上、今回権利を設定しよう

		とする土地は自宅敷地に隣接しておりまして、1分以内の距離でございます。退職後には農作業に常時従事するとのことで、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。
		調査の結果、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案どおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第8項の調査報告をいたします。
		この案件につきましては、古渡委員とともに調査してまいりました。
		譲受人は70歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。水稻、露地野菜など、626aほど営農しております。譲渡人は92歳で、同市手賀に在住し、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るということです。区分は、売買による所有権移転になります。
		調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番
		15番、郡司です。第9項の調査報告をいたします。
		この案件につきましても、古渡委員とともに調査してまいりました。
		譲受人は44歳で、行方市荒宿に在住し、建設業の方です。家族で水稻、露地野菜など、626aほど営農しております。譲渡人は77歳で、同市於下に在住し、建設業の方です。申請事由は農業経営の拡大です。区分は、贈与による所有権移転になります。
		調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番、清水です。10項の調査報告をいたします。

		<p>この調査には、本澤、近藤両委員さんと、大原、横田両推進委員さんにご協力をいただき行ってまいりました。</p> <p>譲受人は、市内三和に在住する59歳の方で、水稻、レンコン、施設野菜等192aほど耕作している方です。譲渡人は、潮来市に在住する71歳の方です。申請事由は経営規模の拡大のため。贈与による所有権の移転をしたいというものでございます。</p> <p>農業従事日数も300日、諸要件を満たしておりまして、問題のないものと調査をしてまいりました。皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、内藤です。第11項の調査報告をいたします。
		この案件につきましては、根崎委員、関口、石田両推進委員さんの協力の下、調査をいたしました。
		譲受人は、市内浜に在住する会社員兼農業の59歳の男性です。渡人は、市内浜に在住する農業、85歳の男性です。2人の関係は同居する親子です。申請事由につきましては経営移譲で、区分については贈与による所有権移譲です。譲渡人が高齢となり、長男に譲りたいということがございます。今後の農作業についても、一緒に見ながら従来どおり進めていきたいということがございます。
		調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第21号)
議	長	次に、議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についてについて説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛する。）。
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	第1項につきまして、調査結果を報告いたします。
		この案件につきましては、清水、近藤、横田、大原委員さんと一緒に調査をしてまいりました。
		なお、この案件は、去年の10月に農振除外で皆様方に審議をいただいた案件であ

		ります。
		申請人は、市内小貫在住、78歳、無職の男性であります。申請事由は、住居兼物置の違反転用の是正です。平成元年頃から、農地とは知らずに403㎡、宅地として使用しておりました。今回、長男の自己用住宅建設に伴い農地と判明し、是正の申請となりました。始末書、その他の関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、始末書、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決をいたします。
		(議案第22号)
議	長	議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事	務	議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についてについて説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛する。）。
局		なお、第6項につきましては、令和4年第2回総会におきまして処分保留としており、書類の補正を催告しているところであります。令和4年2月28日、催告通知発送をしております。
		補正事項につきましては、進入路の確保、一時転用による許可申請への変更ということになります。
		同日に、申請受人の法人代表へ、補正事項につきまして説明を行いました。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
5	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。
		5番、橋本です。1項の調査を報告します。
		この案件は、平塚委員の協力をえて調査してまいりました。
		借受人は、市内宇崎の農業法人です。貸付人は市内宇崎在住の70歳代の無職男性です。区分は賃貸借権になります。申請事由は、行方スマートヴィレッジプロジェクトの事業の一環として賃貸住宅の確保が必要なためです。
		資金等についても問題なく、また、周辺農地の同意もあり、問題ないものとして調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1	0	番	<p>10番、本澤です。第2項について、調査結果を報告いたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、清水、近藤、横田、大原委員さんと調査をしてまいりました。</p> <p>なお、この案件は、昨年10月に農振除外で皆様方に審議をいただいた案件であります。</p> <p>譲受人は、市内小貫在住の41歳の土木建設業を営む男性です。譲渡人は、市内小貫在住の78歳の無職の男性です。2人の関係は親子であります。申請事由は、資材置場の違反転用の是正です。区分は使用貸借権の設定です。</p> <p>令和2年頃から、農地と知らずに資材置場として433㎡使用しておりました。昨年、兄が新築測量の際に農地と判明し、今回の申請に至りました。</p> <p>場所的には、玉造工業高校の北東約800mのところにあります。</p> <p>始末書、事業計画書、その他の書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議	長	員	<p>調査の結果は、始末書、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	長	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	員	<p>異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	1	0	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>10番、本澤です。第3項について調査結果を報告いたします。</p> <p>この案件も第2項と同じく調査をしてまいりました。また、この案件も、昨年10月に農振除外で皆様にご審議をいただいた案件であります。</p> <p>譲受人は、市内小貫在住、製造業の47歳の男性です。譲渡人は、市内小貫在住の78歳の無職の男性です。2人の関係は親子であります。申請事由は自己用住宅の建設、区分は使用貸借権の設定です。</p> <p>場所は第2項と同じく玉造工業高校北東約800mのところでは。</p> <p>立地の同意書、資金の計画書等、関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	員	<p>調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	長	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	員	<p>異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。</p>
議	1	番	<p>次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>1番、矢幡です。第4項について調査報告いたします。</p> <p>この調査は、椎名委員、箕輪推進委員、森山推進委員と調査してきました。</p> <p>借受人は、市内五町田に本店がある法人で、代表者は男性。貸渡人は、市内五町田在住、会社員兼農業の女性です。目的は、市内にあるこの法人の井貝営業所で、当該法人の工事等で発生する木質材料の粉碎エリアの拡張と堆肥保管場所、休憩場所及び資材置場、駐車場の設置のため賃貸借権を設定し、今後も事業を継続していき</p>

たいとしています。

この土地は全体で3, 548㎡、そのうちの2, 860. 02㎡について、令和2年2月に一時転用の許可を受けています。また、令和4年2月3日付で、農業振興地域整備計画変更の通知を受け、農用地区区域から除外されました。

廃木材を粉砕加工してできたバイオマス用燃料や化学堆肥の製品に、加工場所と保管場所が未舗装のため石や砂利が混入し、ユーザーから品質向上の要望が寄せられているとのことです。今回、その加工場所と保管場所にアスファルト舗装をし、製品への異物の混入を防ぎ、品質の向上につなげたいとしています。この堆肥の一部は、近隣のサツマイモ農家に販売しているとのことでした。

令和2年2月の一時転用の許可後に、許可なく休憩所を設置している状況にありますが、業務運営上必要な設備であるため、継続して使用したいとのことです。この休憩所設置に関して、始末書を受領しています。その他関係書類も整っています。また以前、地元の代表者等から出された要望等も遵守していくとしています。

私からは、木材の加工、保管なので、火災を起こさない体制や、何かあるときは区長等に相談をしてもらいたいこと、農地部分と今回申請部分を明確に区別しておくことを依頼しました。

これらのことから、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、始末書等必要書類も整っており許可相当ということでした。審議を
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1 5 番 15番、郡司です。第5項の調査報告いたします。
この案件につきましては、古渡委員とともに調査してまいりました。
譲受人は44歳で、行方市荒宿に在住し、建設業の方です。譲渡人は77歳で、同市於下に在住する、建設業の方です。申請事由については記載のとおりで、資材置場兼駐車場で、違反転用の是正になります。区分は贈与による所有権移転になります。場所は、なめがた地域医療センターから南へ約1キロのところになります。
事業計画書、また始末書など、必要書類も全部そろっているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、始末書、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議を
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
9 番 9番、内藤です。第6項について調査報告をいたします。
この案件につきましては、先月の総会で、事業の確実性を判断する上で一番問題と

		<p>なりました進入路の確保が確認できない点、また事業規模、申請理由、施工方法等から、全ての申請地を永続的に使用するか明らかであると言えませんので、一時転用による申請を指導すべきと判断し、保留となりました。その後、先ほど事務局説明にもありましたように、補正催告通知を発出しました。</p> <p>補正につきましては、事業者は了承し、補正する意思を示しておりましたが、現時点では補正されておられませんので、保留とすることが相当であると調査をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議	長	調査の結果は保留とすべきということでした。本件は保留ということで審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は保留といたします。
		(議案第23号)
議	長	議案第23号 農地改良協議書の同意についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事	務	議案第23号 農地改良協議書の同意についてについて説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛する。)
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
2	番	2番、谷田川です。1項の調査報告をいたします。 なお、この案件は、麻生、太田二地区の委員、推進委員4名で調査してまいりました。 申請人は、市内石神在住の70代の農業の男性で、改良する土地は584㎡の畑です。種別は高低差の解消で、盛土をして作業効率をよくするのが目的です。 調査の結果、関係書類等も整っており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり同意いたします。
		(議案第24号)
議	長	議案第24号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事	務	議案第24号 現況証明願についてについて説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配布のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審議いたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
7	番	7番、横瀬です。第1項の調査報告をします。

		この案件につきましては、茂木委員、石田推進委員とともに調査をしてみました。
		申請人は48歳、千葉県に住み、実家が市内山田にある会社員です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、のぞみ園の西側になります。40年ほど前から作付しておらず、山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付が妥当であると調査をしてみました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは困難ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することと決定をいたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6	16番、椎名です。第2項の調査報告をします。
		調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。
		申請人は、行方市井貝在住の男性です。願出要旨は、地目変更の登記のための非農地証明です。昭和59年、38年前から耕作しておらず、現状は原野化しております。シノ竹が一面を覆っており、また大きな木も生えており、非農地証明の交付相当と調査をしてみました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、近藤でございます。第3項について調査報告をいたします。
		現況確認には、本澤委員、清水委員、大原推進委員のご協力をいただきました。
		申請人は、行方市両宿在住の女性の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。20年以上耕作しておらず、現況は山林化しておりました。議案申請書類の添付になっております写真を見ていただくとお分かりになると思いますが、大木があり、竹林になっておりました。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしてみました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、非農地証明交付相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することと決定をいたします。

(議案第25号)

議	長	議案第25号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第25号 行方市農用地利用集積計画の決定について説明する。別紙、資料1をご覧くださいと思います。
		2枚目の農用地集積計画総括表のほうでご説明させていただきます。新規設定27件、55筆、88,551㎡となります。続いて、更新の設定で16件、35筆、72,727㎡となります。合計で43件、90筆、161,278㎡となります。
		次のページ、農用地利用権設定一覧ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容で、期間、賃借料が記載されておりますのでご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。
		(議案第26号)
議	長	次に、議案第26号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第26号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について説明する。
		別紙、資料2をご覧くださいと思います。
		茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が中間管理権を取得する計画となります。
		2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。
		新規設定が田3件、8筆、9,035㎡、畑が2件、4筆、4,511㎡、合計で5件、12筆、13,546㎡となります。
		次のページ、農用地利用集積計画一覧表において、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定いたします。
		(議案第27号)
議	長	議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙、資料3をご覧いただきたいと思います。
令和4年2月18日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が12筆、13,546㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表で確認いただきたいと思います。

なお、議案第26号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これによって農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付ける手続の流れとなります。以上です。

議長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。(全員一致)
議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第28号)

議長 議案第28号 行方市農業委員会行政手続等における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第28号 行方市農業委員会行政手続等における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について説明する。

こちらにつきましては、市のほうとして行政手続等における押印の見直しを進めていまして、それに伴う関係規則の整備になります。

1条の農業委員会規則の一部改正につきましては、議事録について今まで署名押印となっていたものを、押印を不要としまして署名のみとしました。

次の2条の行方市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の一部改正につきましては、特別書様式の押印のほうを不要としました。農業委員のほうにつきましては、様式のほうに既に入っておりませんでしたので、今回推進委員の様式のみ改正になっております。

施行のほうが令和4年4月1日から施行ということになっております。以上です。

議長 それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議員 異議なし。(全員一致)
議長 異議なしと認め、行方市農業委員会行政手続等における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則については原案のとおり承認いたします。

(議案第29号)

議長 議案第29号 行方市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第29号 行方市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について説明する。

別紙のとおりということで、資料ナンバー5のほうをご覧ください。
 こちらにつきましては、市の条例に即して設けています規程のほうになりますが、その市の条例の名称のほう、昨日の議会のほうで承認され変更になった関係で改正するものでございます。
 内容につきましてはご確認いただければと思います。以上です。

議 長 審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、行方市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正については原案のとおり承認いたします。

（報告第13号）（報告第14号）（報告第15号）（報告第16号）
 （報告第17号）

議 長 次に、報告案件に入ります。

報告第13号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告第14号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第17号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について、一括にて事務局より説明願います

事 務 局 報告第13号 地目変更登記に係る照会に対する回答について、水戸地方法務局鹿嶋支局よりの照会に下記のとおり回答したので報告する。
 こちらにつきましては、2月25日に椎名会長代理、矢幡委員と事務局とで調査してまいりました。
 現地は20年以上前に建てられた農業用倉庫があり、20年以上前から建ち、そして使用している事が確認できたことから、非農地と判断し、回答しております。
 報告第14号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。
 別紙、資料6をご覧くださいと思います。
 農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければならないことになっております。
 今回は2月11日から3月10日までの1か月間に報告書を提出いただいたものについて報告します。今回は2法人から報告がございました。
 農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要があります。1つが、法人体系であること。会社体系であること。2つ目が事業要件で、主たる事業が農業であること。農業と関連事業が売上げの過半を占めること。3つ目が構成員要件で、農業従事者、農地提供者、市町村、農協などの農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目が役員要件になります。業務執行役員の過半が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員、または事業の使用人のうち1人が60日以上農作業に従事していることとなっております。今回の提出があった農地所有適格法人につき

ましては、この4つの要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり。）。
報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり。）。
報告第17号 農業委員活動状況についてについて説明する（別紙議案書のとおり。）。

議
全
議

長 それでは、報告案件について質疑を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。（全員一致）
長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 3時54分

議

長 これにて本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第3回総会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。